

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	19,349	13,752	5,484	24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		
理事 (6人)	99,801	68,856	27,828	1,127 (調整手当) 1,118 (通勤手当) 319 (単身赴任手当) 553 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (0人)	-	-	-	-		
監事 (1人)	13,232	9,396	3,747	89 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,155	1,155	0	0		

注:「調整手当」とは、本法人赴任直前に、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤していたことにより給与の調整がなされていた者に対し、当該給与調整額を一定期間に限り逡減しつつ支給されているものである。

② 役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

## II 職員給与について

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,506	45.6	7,251	5,251	49	2,000
事務・技術	419	44.6	5,787	4,240	63	1,547
教育職種 (大学教員等)	648	50.5	9,256	6,622	48	2,634
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	255	35.6	4,966	3,665	30	1,301
技能・労務職種	18	54.9	5,274	3,856	74	1,418
医療職種 (医療技術職員)	75	44.1	5,743	4,205	59	1,538
教育職種 (附属義務教育学校教員)	64	41.2	7,231	5,364	27	1,867
教育職種 (附属高校教員)	19	40.4	7,516	5,584	39	1,932
その他医療職種 (看護師)	3	49.2	5,892	4,278	103	1,614
指定職種	5	60.1	16,282	11,703	53	4,579
在外職員	該当者なし					
任期付職員	208	43.2	7,582	5,597	24	1,985
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	208	43.2	7,582	5,597	24	1,985
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
非常勤職員	117	33.7	2,972	2,583	22	389
事務・技術	15	41.2	3,266	2,434	53	832
教育職種 (大学教員等)	2					
医療職種 (医師)	71	31.5	2,299	2,299	12	0
医療職種 (看護師)	該当者なし					
医療職種 (医療技術職員)	13	29.8	3,385	2,582	22	803
技能・労務職種	2					
研究職種	14	37	5,015	3,771	22	1,244

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員の教育職種(大学教員等)及び技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:「技能・労務職種」とは自動車運転手、看護助手等をさす。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」は附属義務教育学校及び附属幼稚園の教員をさす。

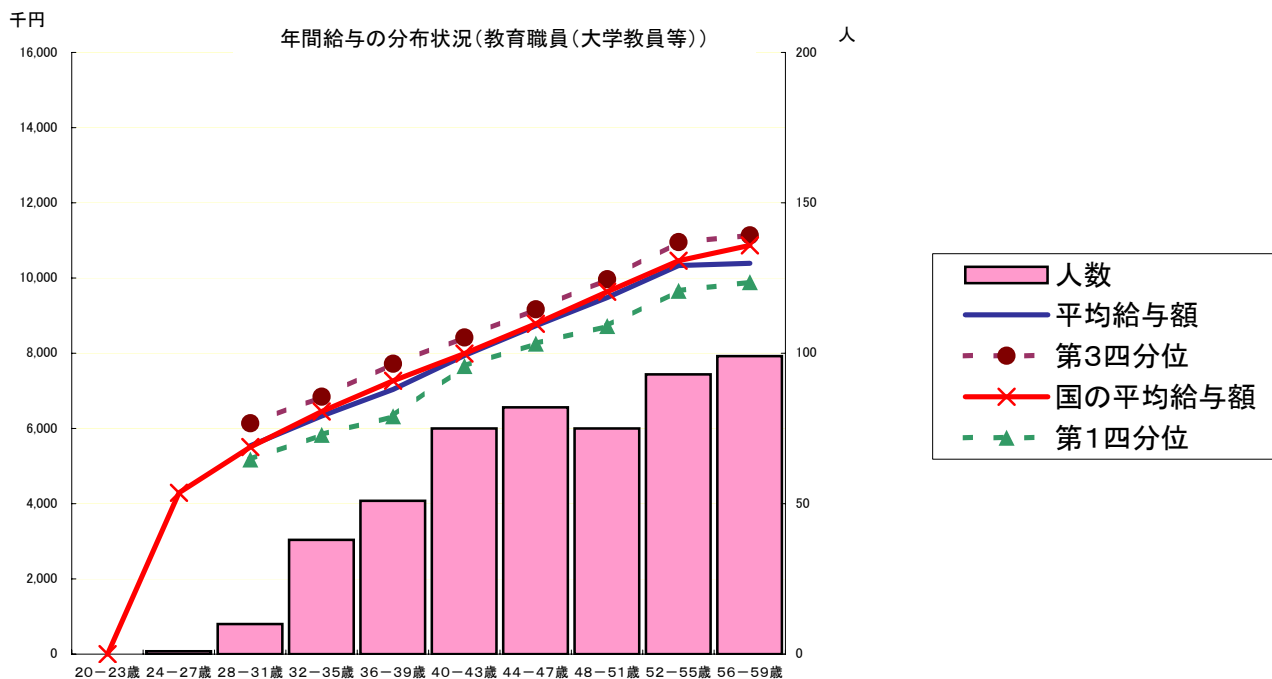
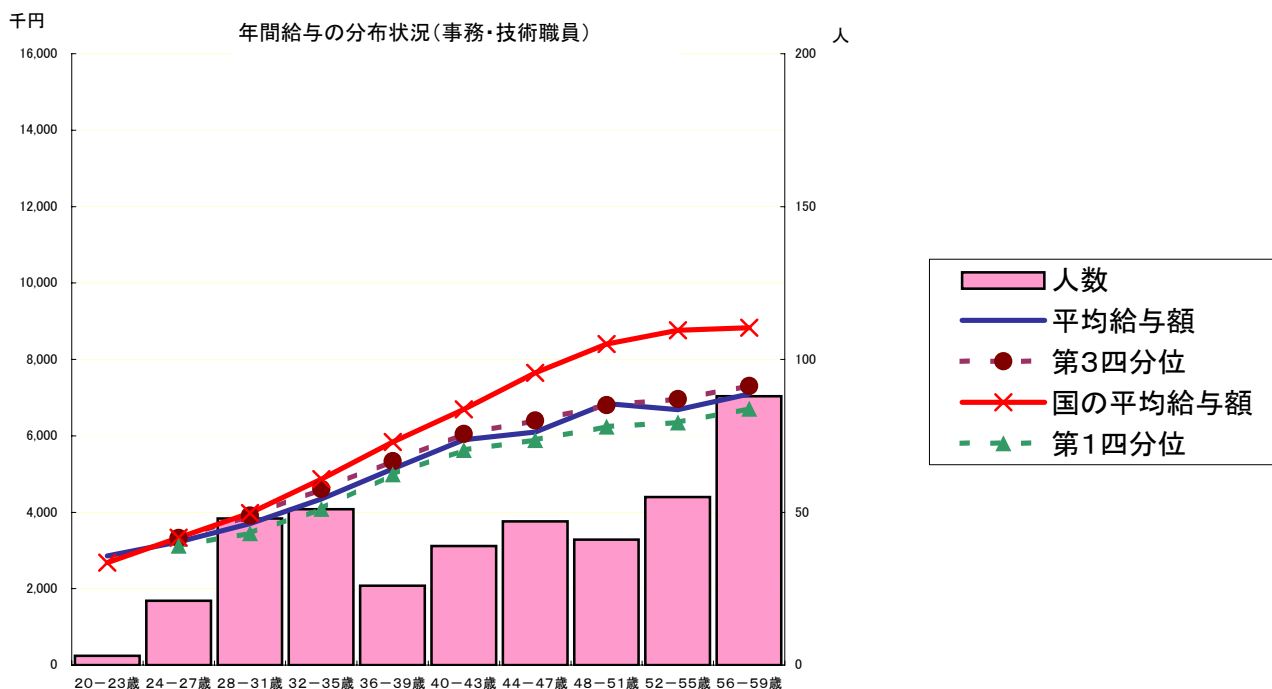
注5:「教育職種(附属高校教員)」は附属養護学校の教員をさす。

注6:「その他医療職種」とは医学部附属病院以外の看護師をさす。

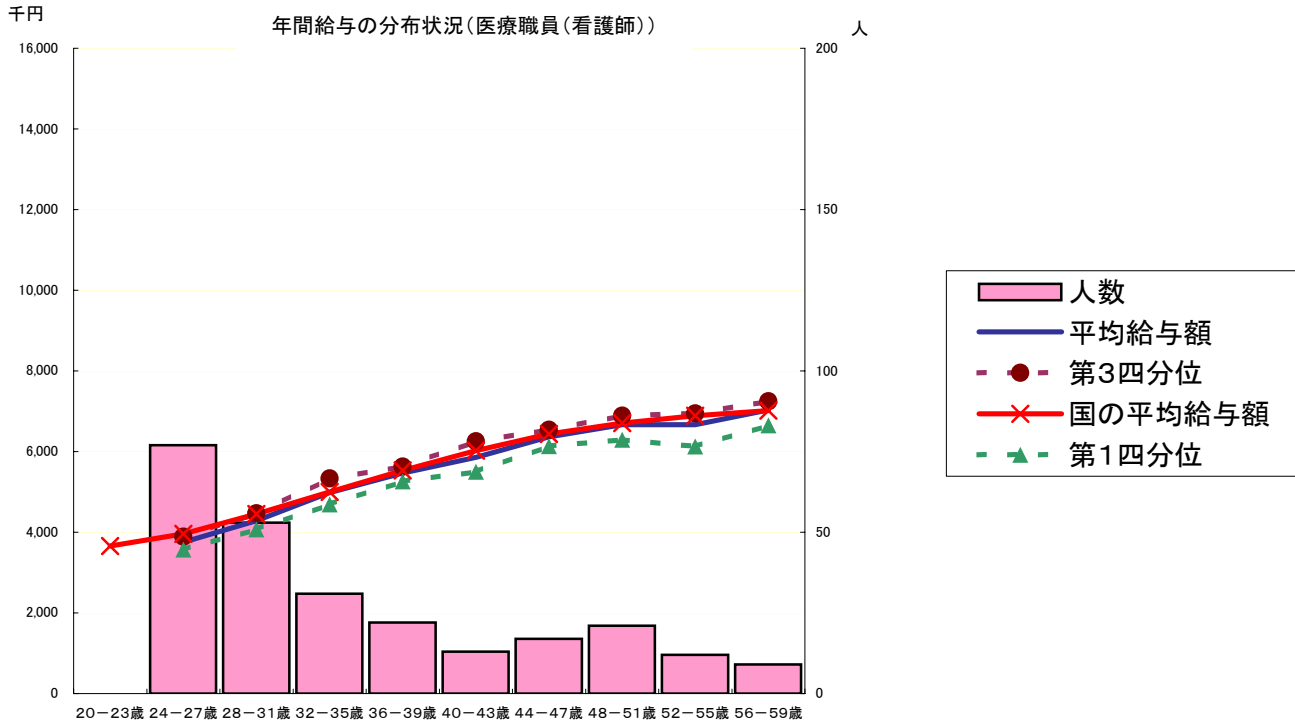
注7:「指定職種」とは役員以外の副学長、学部長(博士課程を置く学部に限る)をさす。

注8:「研究職種」とはCOE研究員、科研費研究員、産学官連携研究員、特別研究員、SVBL研究員をさす。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注 :年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	54.5	—	10,954	—
課長	21	55.5	7,967	8,244	8,626
課長補佐	38	55.8	6,868	7,064	7,245
係長	175	49.7	6,005	6,382	6,801
主任	85	41.2	4,532	5,083	5,721
係員	96	31.1	3,324	3,796	4,017

注:本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には、課長相当職である副学部長(事務担当)等を含む。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	359	56.0	9,850	10,415	11,022
助教授	205	44.8	7,753	8,229	8,794
講師	21	44.7	6,086	7,082	8,183
助手	62	40.1	5,855	6,230	6,731
教務職員	1				

注:教務職員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	3	53.5	—	7,497	—
看護師長	24	48.5	6,525	6,736	6,948
副看護師長	47	42.1	5,476	5,893	6,473
看護師	180	31.8	3,797	4,380	4,722

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	主任 係員	係長 主任	係長
人員 (割合)	419	3 (0.7%)	31 (7.4%)	87 (20.8%)	134 (32.0%)	69 (16.5%)
年齢(最高 ～最低)		23～21	30～24	52～27	59～35	59～44
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,267～2,127	2,736～2,140	3,884～2,459	4,976～3,293	5,263～4,348
年間給与 額(最高～ 最低)		2,972～2,780	3,604～2,906	5,306～3,327	6,740～4,537	7,225～5,971

区分		6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		課長補佐	課長	課長	部長	部長	学長が認める職務
人員 (割合)		65 (15.5%)	18 (4.3%)	8 (1.9%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～48	59～40	59～43	59～48	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,605～4,690	7,177～5,047	7,099～5,995	8,458～7,203	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		7,614～6,482	9,585～7,022	9,630～8,272	11,732～10,000	～	～

注:10級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

教育職種(大学教員等)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	648人	1人 (0.2%)	62人 (9.6%)	22人 (3.4%)	204人 (31.5%)	359人 (55.4%)
年齢(最高～最低)		～	63～27歳	64～29歳	64～31歳	64～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,472～3,191千円	6,207～3,797千円	7,043～4,202千円	9,330～5,632千円
年間給与額(最高～最低)		～	7,520～4,277千円	8,708～5,178千円	9,663～5,830千円	13,000～7,835千円

注：1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

医療職員(看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	
人員 (割合)	255人	該当者なし (0.0%)	180人 (70.6%)	47人 (18.4%)	24人 (9.4%)	3人 (1.2%)	1人 (0.4%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高～最低)			58～24歳	57～31歳	57～39歳	58～50歳	～	～
所定内給与年額(最高～最低)			5,053～2,444千円	5,181～2,925千円	5,239～4,291千円	5,670～5,140千円	～	～
年間給与額(最高～最低)			6,907～3,344千円	7,128～4,002千円	7,331～5,969千円	7,740～7,249千円	～	～

注：6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.0	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 33.0	% 34.5
	最高～最低	% 45.7～31.9	% 41.9～29.4	% 43.7～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.6	% 30.6	% 32.0
	最高～最低	% 36.6～31.0	% 33.3～28.3	% 33.5～29.7

教育職員(大学教員等)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.0	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 36.6～31.9	% 33.3～29.0	% 34.9～30.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.4	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.7	% 30.6	% 32.1
	最高～最低	% 36.6～31.6	% 33.3～28.5	% 34.9～30.1

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.3	% 63.5	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.7	% 36.5	% 37.5
	最高～最低	% 42.9～33.3	% 39.1～33.3	% 40.9～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.0	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.0	% 31.0	% 32.4
	最高～最低	% 36.6～30.9	% 33.3～28.9	% 33.5～30.2



⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員等)／医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.9

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))

98.0

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等))

96.8

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

97.4

対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))

99.8

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	(平成16年度)	(平成15年度)	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額(A)	千円 19,350,229	千円 19,700,707	千円 △ 350,478	(%) (△ 1.7)	千円 — ( - )
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定福利費)	千円 21,470,441	千円 19,700,707	千円 1,769,734	(%) ( 9.0)	千円 — ( - )
最広義人件費	千円 21,580,838	千円 20,020,173	千円 1,560,665	(%) ( 7.7)	千円 — ( - )

【注】「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分、労働者災害補償保険及び共済組合等の負担金は含まれていない。

## IV 報酬・給与の考え方, 改定について

### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	—	改定なし	寒冷地手当支給額の改定 ※IV-2-②参照
役員(常勤)	有	—	改定なし	寒冷地手当支給額の改定 ※IV-2-②参照
役員(非常勤)	無	—	改定なし	改定なし
職員	有	—	改定なし	寒冷地手当支給額の改定 ※IV-3-②一ウ参照

### 2 役員報酬

#### ① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)について、文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果を勘案し、学長が当該手当額を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成16年度は前述の評価実施前のため、当該手当に反映することはなかった。

#### ② 役員報酬水準の改定内容

法人の長

寒冷地手当の支給額を前年度比約40%減額改定, 交通機関利用者に係る通勤手当支給額の算定基礎を1箇月定期券額から最高価額定期券額に改定。その他の報酬については改定なし。

理事

寒冷地手当の支給額を前年度比約40%減額改定, 交通機関利用者に係る通勤手当支給額の算定基礎を1箇月定期券額から最高価額定期券額に改定。その他の報酬については改定なし。

理事(非常勤)

適用者なし

監事

寒冷地手当の支給額を前年度比約40%減額改定, 交通機関利用者に係る通勤手当支給額の算定基礎を1箇月定期券額から最高価額定期券額に改定。その他の報酬については改定なし。

監事(非常勤)

改定なし

### 3 職員給与

#### ① 人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局・職種ごとの職員定員を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行う。

非常勤職員については、運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築しているため、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定並びに昇給、特別昇給、昇格、降格の実施の可否に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給:昇給	原則として現在の基本給を受けた日から12ヶ月間良好な成績で勤務した時、1号給上位の号給に昇給させることができる。
基本給:特別昇給	勤務成績が特に良好な職員について、前述にかかわらず上位の号給に昇給させることができる。
基本給:昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給:降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに十分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

## ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

### ①寒冷地手当

支給額を前年度比約40%減額し、支給方法について毎年10月31日を基準日とする年一括支給から毎年11月から翌年3月までの各月の初日を支給基準日とする月額支給に変更した。

### ②職務調整額(俸給の調整額)

国家公務員給与制度における定率制から定額制への移行に伴う支給額の急激な変動を抑制するために設けられた経過措置を廃止した。

### ③有資格職務手当

本来の職務に附加し、平成16年4月1日から労働安全衛生法に基づく安全衛生管理業務を専門的に行う職員に対して有資格職務手当を支給することとした。

### ④時間外勤務手当(超過勤務手当)

- i) 割増賃金算定基礎額の諸手当部分に医師免許調整手当、有資格職務手当等を追加した。
- ii) 年間52週に限定した年間労働時間数を基にした算定方式から1箇月平均所定労働時間数を基にする算定方式に変更した。

### ⑤通勤手当

交通機関利用者に係る手当額算定の基礎となる定期券額を1箇月から最高価額定期券額に変更した。

### ⑥宿日直勤務手当(宿日直手当)

厚生労働省通達に定める基準に基づき、支給額を1回5,300円から5,600円に増額した

### ⑦期末手当・勤勉手当

役職段階別加算額支給対象職員の範囲を見直した。

### ⑧特殊勤務手当

手当の種類及び支給額の見直しを行った。

### ⑨研究休職者の休職期間中の給与を不支給とすることとした。

### ⑩労働者災害補償保険法の適用に伴う休業補償期間中の給与を不支給とすることとした。

注:( )内は国家公務員給与制度における手当名称

## V 法人が必要と認める事項

平成17年度から授業料の値上げを決定した役員の姿勢として、平成17年4月より当分の間、役員の報酬について、法人の長は支給額の5%を、教員である理事については、支給額の3%を自主返上することにより減額することを予定している。